

公示用

令和8年度施行

設計書

業務名 丘珠空港緑地（北西・北東・南東地区）基本計画策定業務

札幌市建設局みどりの推進部

業 務 名 丘珠空港緑地（北西・北東・南東地区）基本計画策定業務

一 金 業 務 委 託 費
業 務 価 格 円也
消 費 税 等 相 当 額

業 務 説 明

1 業務の目的

札幌市では、平成11年3月に策定した「丘珠空港周辺のまちづくり構想」において、札幌丘珠空港（以下、「丘珠空港」という。）周辺のまちづくりの方向性の一つとして「空港周辺の騒音対策・風雪対策の推進」を掲げ、具体的な取組として丘珠空港緑地の整備等を行ってきた。

また、令和4年11月には丘珠空港の役割や進むべき方法性を示した「丘珠空港の将来像」を策定し、丘珠空港の将来像として「市民・道民の安全・安心な暮らしに寄与するとともに、多様な交流を支える広域交通拠点となる空港」を掲げており、さらに将来像実現に必要な取組として「空港と周辺地域との調和と共生」を位置づけている。

これらの経緯を踏まえ、令和7年3月には「札幌丘珠空港と周辺地域の共生に関する基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定し、空港を核としたまちづくりを進めるために「『空港が近くにあって良かった』と感じられるまち」を目指す姿として、「環境配慮の徹底」、「安全運航の確保」、「空港及び周辺機能の充実」の3つの取組の方向性及び「緑地機能の維持・向上」など6つの必要な取組を位置づけている。

丘珠空港緑地では、前述の関連施策や空港用地の拡張範囲等を踏まえ、令和7年度に新たなニーズ等を考慮した緑地機能の検討を行っており、本業務は国が行っている滑走路延長等に係る検討との整合を図りつつ、「緑地機能の維持・向上」の実現を目指した基本計画を策定するものである

2 業務の概要

本業務は、滑走路の延長等に伴い、現緑地の北西地区、北東地区及び南東地区において影響を受けるエリア・施設について、滑走路延長等の検討状況や過年度成果を踏まえ、検討条件を整理する。また、基本構想に基づき取組の方向性や必要な取組に加え、現緑地が有する既存機能への影響、利用実態や新たなニーズ等の需要に則しつつ、「緑地機能の維持・向上」の実現を目指した計画内容について検討するものである。

3 業務の期間

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

4 仕様書

- 札幌市土木設計業務共通仕様書
- 丘珠空港緑地（北西・北東・南東地区）基本計画策定業務 仕様書

5 成果品

- 丘珠空港緑地（北西・北東・南東地区）基本計画策定業務 仕様書のとおり

仕様書

【一般事項】

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「丘珠空港緑地（北西・北東・南東地区）基本計画策定業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び札幌市土木設計業務共通仕様書によるほか、本市の指示によるものとする。
- (3) 契約図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、業務担当職員が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者が業務担当職員を経由して本市の承諾を得ることをいう。
- (3) 「協議」とは、本市と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当職員と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

3 留意事項

受託者は契約の履行にあたって、次の各事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 契約金額には、必要経費一切を含む。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の効率化・円滑化に努めること。
- (3) 契約図書及び本市の指示に従い、本業務の意図・目的を十分に理解したうえで、本業務にあたること。
- (4) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、本市に対し、本件契約に基づく成果物（印刷物、提出された原稿・データなど全て）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (6) 受託者は成果物に関する著作者人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して将来にわたり行使しないこと。
- (7) 受託者は、本市に対し、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権、肖像権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 本業務に関して生じる問題点は、本市、受託者の双方が協議し、処理すること。
- (9) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の本業務の細目については、本市と協議を行うこと。

5 業務主任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務主任者を定め、本市に契約締結後速やかに通知すること。業務主任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務主任者は、表1に示す資格を一つ以上有する者、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）、または表2に該当するものを配置すること。

表1 技術士、RCCM資格者

技術士	RCCM
技術部門：建設、総合技術監理	専門技術部門：造園、都市計画及び地方計画

表2 実務等経験者

<p>当該検討業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者で本市が承諾した者</p> <ul style="list-style-type: none">・学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者・学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者・学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者

- (3) 業務主任者は、本市との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

【履行】

1 提出書類

受託者は、契約締結後速やかに業務着手届、業務主任者指定通知書、業務主任者経歴書、業務日程表を提出すること。特に、業務日程表については、事前に業務担当職員と協議し、承諾を得たものを提出すること。

2 事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、被災者がいる場合には被災者に対し適切、迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに本市に報告するとともに、業務事故報告書を速やかに提出すること。

3 業務の完了

- (1) 受託者は本業務を完了したときは、速やかに業務完了届及び業務実施報告書、その他成果品一式を製本（カラー）と電子データにて提出すること。成果品の提出にあたっては、事前に内容について本市と協議し、本市指示事項を含めた内容で作成し、承諾を得ること。なお、成果品の詳細は、本業務仕様書のとおり。
- (2) 受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じること。

4 個人情報の取り扱い

- (1) 別記1「個人情報の取扱いに関する特記事項」及び別記2「個人情報取扱安全管理基準」を全て遵守すること。

5 業務の履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

6 納入・検査場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課

（札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館 6階）

【業務内容】

1 業務名

丘珠空港緑地（北西・北東・南東地区）基本計画策定業務

2 業務概要

札幌市では、平成11年3月に策定した「丘珠空港周辺のまちづくり構想」において、札幌丘珠空港（以下、「丘珠空港」という。）周辺のまちづくりの方向性の一つとして「空港周辺の騒音対策・風雪対策の推進」を掲げ、具体的な取組として丘珠空港緑地の整備等を行ってきた。

また、令和4年11月には丘珠空港の役割や進むべき方法性を示した「丘珠空港の将来像」を策定し、丘珠空港の将来像として「市民・道民の安全・安心な暮らしに寄与するとともに、多様な交流を支える広域交通拠点となる空港」を掲げており、さらに将来像実現に必要な取組として「空港と周辺地域との調和と共生」を位置づけている。

これらの経緯を踏まえ、令和7年3月には「札幌丘珠空港と周辺地域の共生に関する基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定し、空港を核としたまちづくりを進めるために「『空港が近くにあって良かった』と感じられるまち」を目指す姿として、「環境配慮の徹底」、「安全運航の確保」、「空港及び周辺機能の充実」の3つ

の取組の方向性及び「緑地機能の維持・向上」など6つの必要な取組を位置づけている。

丘珠空港緑地では、前述の関連施策や空港用地の拡張範囲等を踏まえ、令和7年度に新たなニーズ等を考慮した緑地機能の検討を行っており、本業務は国が行っている滑走路延長等に係る検討との整合を図りつつ、「緑地機能の維持・向上」の実現を目指した基本計画を策定するものである。

3 前提条件

(1) 対象公園

公園名：丘珠空港緑地

公園種別：都市緑地（積算上は地区公園とする）

公園面積：約 48.8ha

所在地：東区丘珠町 220-1 ほか

(2) 対象範囲：丘珠空港緑地のうち別図現況図に示す約 44.2ha の範囲。

（別図参照：南東地区 PG エリア 4.6ha を除く）

(3) 地形：平地

(4) 資料提供：平成 11 年度 丘珠空港周辺の緩衝緑地（空港東側区域）基本計画

【報告書】

平成 16 年度 丘珠空港北西北東地区基本計画素案策定業務 【報告書】

平成 16 年度 丘珠空港緑地基本設計策定業務 【報告書】

平成 17 年度 丘珠空港北西北東地区基本計画策定業務 【報告書】

平成 22 年度 丘珠空港緑地（北西・北東地区）基本設計策定業務

【報告書】

平成 23 年度 丘珠空港緑地実施設計 【電子成果】

平成 24 年度 丘珠空港緑地実施設計 【電子成果】

令和 7 年度 丘珠空港緑地（北西・北東・南東地区）緑地機能検討業務

【電子成果】

(5) 整備水準：現在の整備状況、航空法による高さ等の制限などを考慮しつつ、整備水準は低いと考えている。

(6) 現緑地において、検討対象範囲は以下①～⑩のエリア・施設により構成されている。

① 芝生エリア【南東地区】

憩い、あそび、休息といった平地での多目的なレクリエーション活動を行うエリア。

② 眺望エリア【南東地区】

丘珠空港に隣接する立地条件を活かした周辺を見渡せるエリア。

航空機の動きが感じられる当緑地の特性を活かし、休憩場所としての休憩・眺望エリアが整備されている。

③ 雨水貯留施設【南東地区・北東地区・北西地区】

「伏籠川総合治水計画」に基づき、丘珠5号川沿い（南東地区）と軽スポーツエリア（北西地区）に治水対策として調整池を整備。

航空機の映りこみやバードストライクなど、空港機能への支障が懸念される滑走路の延長上を回避。

④ 築堤【南東地区】

緩衝機能確保を目的として空港外周に整備。

⑤ 防風雪林【南東地区】

冬季北西方向からの風雪による交通機能障害の発生を防ぐ対策として整備。

⑥ 緩衝樹林帯【北東地区・北西地区】

飛行機騒音の低減や排ガスの拡散に対する低減等について、物理的かつ心理的側面での機能を有する施設として整備。

⑦ 軽スポーツエリア【北東地区・北西地区】

ジョギング・ウォーキングなど誰もが利用できるスポーツ施設を整備。

⑧ 休憩・眺望エリア【南東地区・北東地区・北西地区】

飛行機の離着陸等身近に飛行機の動きが感じられる休憩場所として整備。

⑨ 修景エリア【北東地区・北西地区】

空港ターミナルやつどーむ利用者が見る可能性が高い立地環境にあり、見られることを意識した空間として整備。

⑩ 駐車場・多目的エリア【南東地区・北西地区】

緑地機能を補完する施設としての駐車場及びイベント時には臨時駐車場（172台）として活用する芝生広場（通常時）を整備。

(7) 検討の方向性

滑走路の延長等に伴い、現緑地の北西地区、北東地区及び南東地区において影響を受けるエリア・施設について、滑走路延長等の検討状況や過年度成果を踏まえ、検討条件を整理する。また、基本構想に基づき取組の方向性や必要な取組に加え、現緑地が有する既存機能への影響、利用実態や新たなニーズ等の需要に則しつつ、「緑地機能の維持・向上」の実現を目指した計画内容について検討すること。各種検討内容及び設定項目については、担当者の確認を取ること。

4 業務詳細

(1) 現況把握

提供資料に加え、上位関連計画や各種関連施策、現地調査（北西地区・北東地区・南東地区）や対象範囲の自然・社会・人文・景観等の概況、地域ニーズ等について計画条件を把握・整理すること。

(2) 敷地分析

現況把握で整理した計画条件及び現在の利用・管理状況等を踏まえ、対象範囲における各種条件の分析を行い、計画上の課題を抽出するとともに対策の方向性について検討すること。

(3) 計画内容の検討及び設定

敷地分析の課題及び対策の方向性を考慮し、緑地全体の基本方針及び導入すべきゾーニングを検討すること。また、設定したゾーニングに基づき、基本方針を実現する各ゾーンの特性に適した導入施設、動線等について検討すること。計画内容の検討においては、航空法による障害物制限表面（高さ規制）、伏古川流域整備計画で定められている雨水貯留機能（雨水貯留池の計算を含む）に留意すること。

(4) 基本計画図の作成

計画内容の検討等に基づき、対象範囲における全体平面図、地区別平面図、主要施設平面図、各種断面図等必要な図面を作成すること。

必要な図面の様式や内容等については、発注者と協議の上整理すること。

(5) 概算工事費の算出

検討結果に基づき、拡張及び再整備に必要な南東地区・北東地区・北西地区の概算工事費を算出する。概算工事費の算出にあたっては、過年度成果の概算工事費を踏まえつつ、必要な手続きや施工工程を考慮した合理的な年次計画を検討し、発注者と協議の上整理すること。

(6) 基本計画説明書の作成

検討内容についてまとめた報告書を作成すること。

(7) 都市計画図書添付図面（案）の作成

本業務の検討内容を踏まえ、都市計画図書添付図面（案）を作成する。作成する図面（案）は、提供資料である過年度成果（作成図面リスト参照）の修正を基本とし、北海道が定める公園緑地事業実務要領に準ずることとする。図面の修正内容については、発注者と協議の上調整すること。

【作成図面リスト】

図面名称	概要	縮尺	備考
統括図①	都市計画図を基図とする位置図	1/30,000	
統括図②	公園緑地図を基図とする位置図	1/30,000	
計画図①	札幌市現況図を基図とする 計画区域図	1/1,500 ～ 1/5,000	
計画図②	地番図を基図とする計画区域図	1/1,500	
平面計画図	施設現況図を基図とする 計画区域図	1/1,000 ～ 1/4,000	
求積図	座標値入り区域図	1/1,500	

(8) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回とし、必ず業務主任者が立ち会うこと。その他、簡易な連絡事項や進捗状況については、電話、メール及びweb会議等で相互に調整するものとする。また、上記打合せ以外にも、市が必要と判断した場合は、打合せに応じること。

5 成果品提出

【履行】「3 業務の完了」に基づき、以下の成果品を提出すること。

- (1) 基本計画報告書（検討過程・図面・打合せ記録簿等を含む） 製本2部
- (2) 基本計画概要書（A3判、2枚程度）
- (3) 都市計画図書添付図面（案）
- (4) 報告書電子データ DVD-R 2部

提出にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】（札幌市）」を準用すること。

- (5) その他、本市が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

【別記 1】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、

受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

【別記 2】

個人情報取扱安全管理基準

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。

また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。

- (1) 組織的安全管理措置
- (2) 人的安全管理措置
- (3) 物理的安全管理措置
- (4) 技術的安全管理措置

※ 上記(1)～(4)の具体的内容については、個人情報保護委員会ホームページ

(<https://www.ppc.go.jp>) に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4-3-1」の「安全管理措置（法第66条）」を御確認ください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。

3 従業員の指定、教育及び監督

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
- (2) 個人情報を取り扱う従業員を指定すること。
- (3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業員に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業員は、必ず1回以上研修等を受講している者としていること。
- (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業員に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

- (1) データや紙文書等による個人情報管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、当該管理区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

【管理区域の例】

- ・ サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・ 紙文書等の個人情報を保管する区域 等

- (2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業者を定めること。

また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化及び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入退室の記録を保管していること。

- (3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定め整備及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずること。

- (4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。

- (5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

5 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

- (1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。また、インターネット及び当該業務を実施する施設外に接続するイントラネット等の他のネットワークに接続していないこと。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

- (2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

- (3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。
- (4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。
- (5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。
- (6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業者を限定するとともにアクセスログ等から従業者の利用状況を記録し、契約期間終了後、1年以上保管していること。
- (7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。
- (8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザID、パスワード、磁気・ICカード又は生体情報等のいずれかにより識別し、認証していること。
- (9) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。
- (10) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成していること。また、削除したことについて証明書等により確認できる措置を講ずること。
- (11) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
- (12) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。

(3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用すること。また、暗号化、パスワードによる保護、追跡可能な移送手段等により、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮していること。

8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

9 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ、随時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

10 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月の期間ごとの役務完了の書面提出時において、本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。

11 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）又はプライバシーマーク等の規格認証

ISMS（国際標準規格ISO/IEC27001、日本工業規格JISQ27001）、プライバシーマーク（日本工業規格JISQ15001）等の規格認証を受けていること。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

条件明示書

1 設計業務補正係数

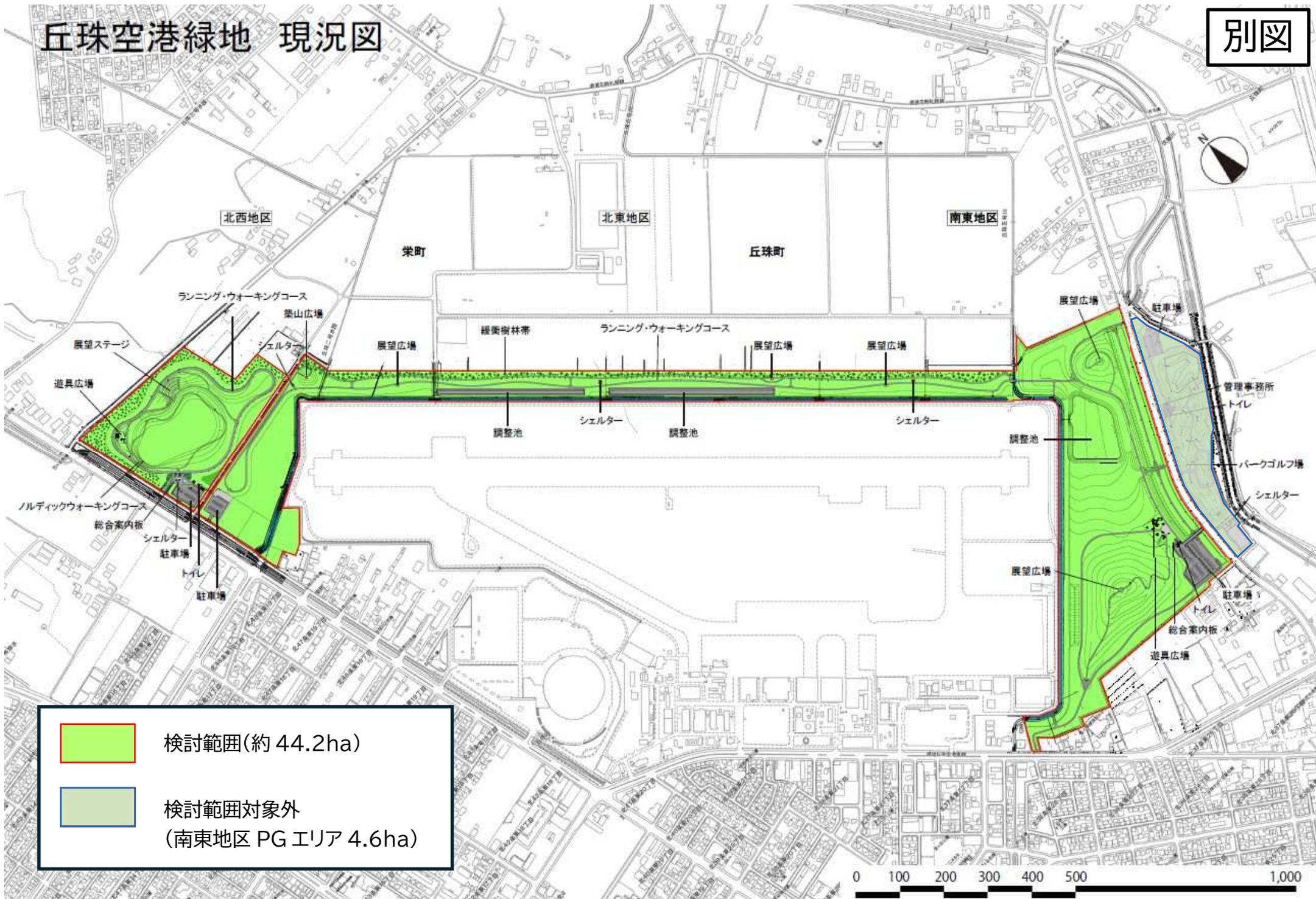
基本計画に係る補正係数は、「土木事業委託積算基準（北海道建設部、2024年10月版）」に基づき、下記の設計条件を基に算出すること。

表 丘珠空港緑地補正係数

項目	適用変化率	補正係数	備考
公園種別	地区公園	(基準面積) 4.0 ha	
対象面積	44.20 ha	(補正面積) 44.2 ha	
地形	平地	1.0	
資料の提供	有	0.8	
発注形式	基本計画	1.0	
整備水準	易	0.8	
補正係数	基本計画	2.84	小数点第3位四捨五入2位止め

丘珠空港緑地 現況図

別図



- 検討範囲(約 44.2ha)
- 検討範囲対象外
(南東地区 PG エリア 4.6ha)



設計総括表

項目・種別・細目		単位	数 量	金額	摘 要
直接人件費					
	基本計画策定	式	1		第1号内訳書
	都市計画図書添付図面 (案) の作成	式	1		第2号内訳書
	打合せ	式	1		第3号内訳書
直接人件費計					
直接経費					
	旅費交通費	式	1		
	電子成果品作成費	式	1		
直接経費計					
直接原価		式	1		
その他原価		式	1		
業務原価		式	1		
一般管理費等		式	1		
業務価格		式	1		
消費税等相当額		式	1		10%
業務委託料		式	1		

基本計画策定

一金 円

内 訳

第1号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
現況把握		式	1			
敷地分析		式	1			
計画内容の検討及び設定		式	1			
基本計画図の作成		式	1			
概算工事費の算出		式	1			
基本計画説明書の作成		式	1			
小計						
補正係数	補正係数 S = 2.84					
計						(補正後)

